

鳥取市



下水道ワットワッカー
～ スイスイ ～

下水道だより

人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取

鳥取市環境下水道部 下水道経営課
平成26年12月発行
TEL 0857-20-3923

No.007

効率的な業務運営と下水道事業の

健全経営にっそう努めていきます！

～平成25年度下水道等事業の決算状況について～

財政状況

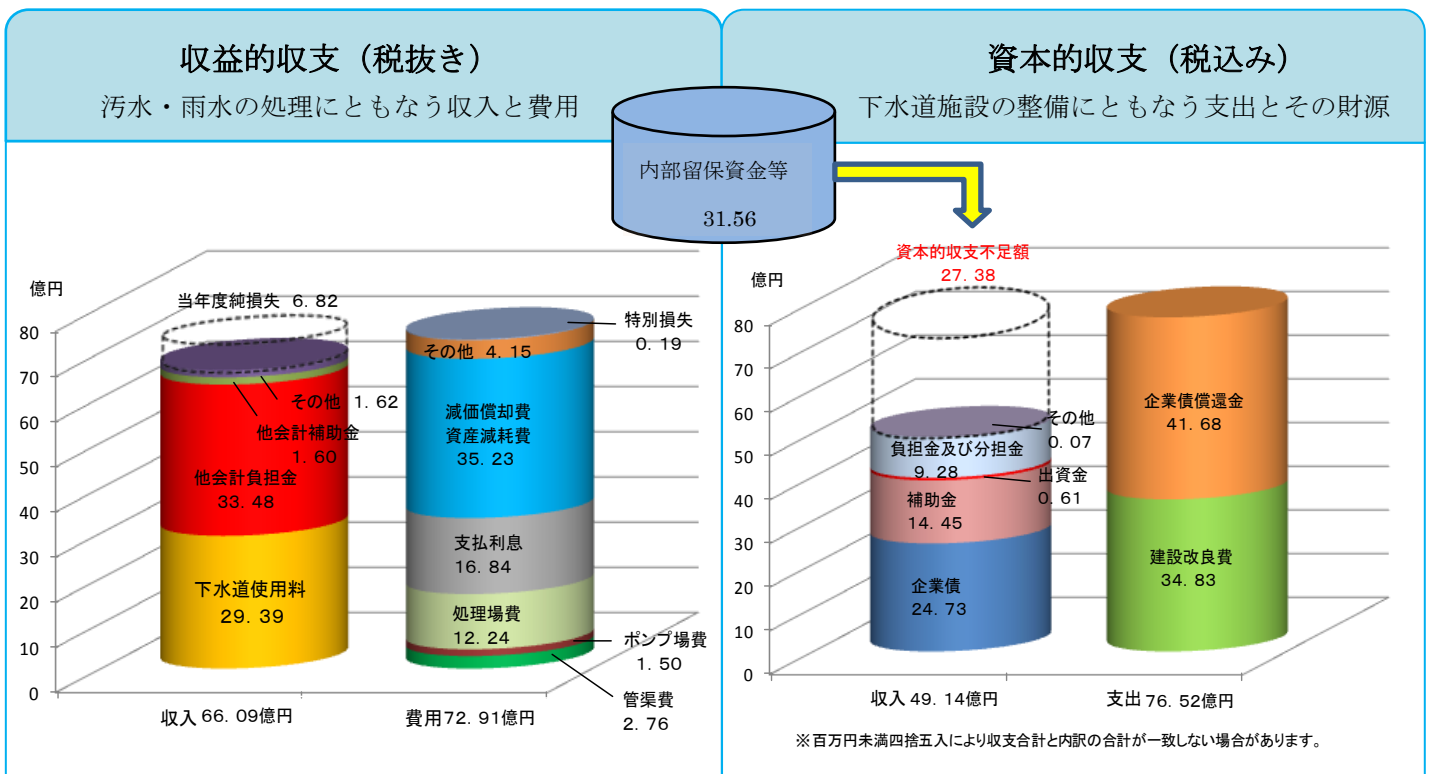
平成25年度の下水道等事業における収益的収支（税抜き）の収入は、下水道使用料29億3,940万円（2.55%減）など営業収益が52億3,960万円（0.6%減）で、営業外収益を合わせた総額では66億900万円（1.6%減）でした。

一方、費用は、減価償却費32億5,640万円など営業費用が55億6,890万円（3.2%増）であり、営業外費用と特別損失を合わせた総額では72億9,100万円（1.5%増）で、当年度は、6億8,200万円の純損失を計上しました。

次に、資本的収支（税込み）の収入総額は49億1,430万円（17%増）、支出総額は76億5,230万円（0.9%減）でした。

収入額が支出額に不足する額27億3,800万円は、内部留保資金等で補てんしました。

（ ）内の数字は、対前年度比。



経営状況

今年度末の水洗化人口は、前年度に比べ0.5ポイント増の171,860人、水洗化率は、96.2%と前年度に比べて0.9ポイント増加しました。

また、有収水量は、前年度より33.9万m³減の2,017.2万m³、有収率は79.4%と前年度に比べて1.5ポイント減少しました。

企業の撤退等が有収水量の減少をもたらす一方で、労務単価や燃料費等の高騰により施設の運転管理費は増加傾向にあり、下水道等事業を取り巻く環境は、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

未だ未普及地域の公共下水道整備や施設の長寿命化・耐震化等を計画的に進めると同時に、水洗化率や使用料の徴収率向上をはじめ効率的な業務運営に心がけ健全経営にいつそう努めてまいります。

実施事業

○鳥取市下水道等事業運営審議会に諮問した「下水道等使用料の料金改定」について、使用料改正の答申を行いました。

○未普及解消下水道事業により未普及地区での公共下水道の整備を進めました。

○合流式下水道緊急改善事業により秋里雨水ポンプ場などの施設整備が完了しました。

○地震対策下水道事業により栄町地内ほかで管路の耐震化を行いました。

○水質保全下水道事業により千代水クリーンセンターなどの施設整備を進めました。

用語解説

他会計繰入金：主に雨水処理に充てる経費等で、市の一般会計が負担する負担金・補助金。

減価償却費：複数年にわたって使用できる施設等を新設または購入等した場合に当該事業年度にすべて費用化せず定められた耐用年数に応じて各年分として配分された費用。

資産減耗費：施設や備品を廃棄する場合に、残存価格を費用として計上したもの。

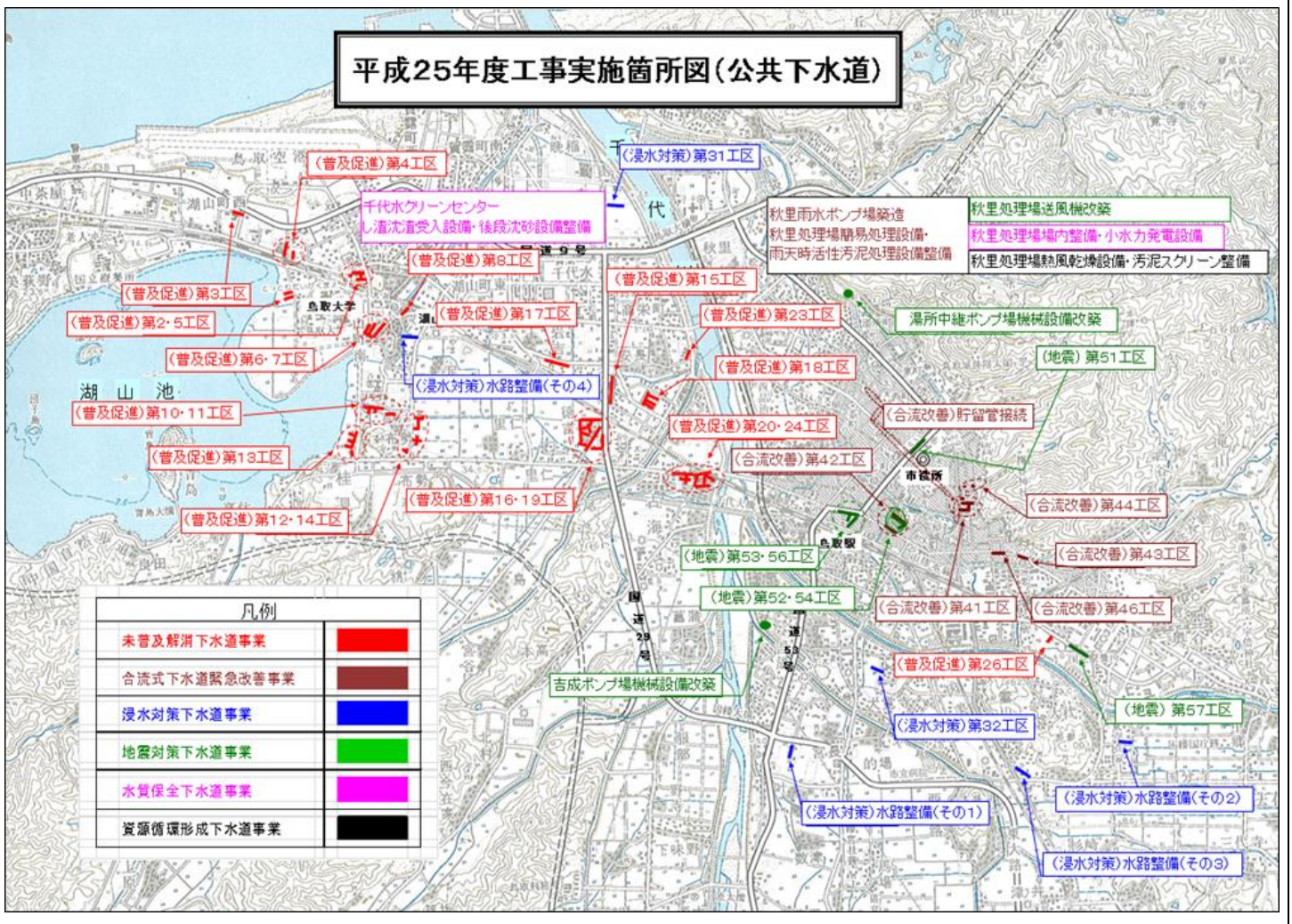
企業債：施設の新設や更新のために外部から借入れた資金。

建設改良費：施設の新設や改良にかかる費用。

内部留保資金：主に減価償却費・資産減耗費のこと。これらは、会計上、費用として計上されているが、実際には現金として支出されているわけではないので、企業内に留保されている。

有収水量：処理場で処理された汚水量のうち、料金収入の対象となった汚水量のこと。

有収率(%) = 年間総有収水量(m³) ÷ 年間総処理水量(m³)



下水道排水設備工事責任技術者試験のお知らせ

鳥取県下水道協会は、排水設備工事の設計、施工等の技能をもった責任技術者の資格試験を次のとおり実施します。

この試験の合格者は、本人の申請により、鳥取県下水道協会に「下水道排水設備工事責任技術者」として登録できます。

試験日	平成27年2月15日（日） 午後1時～
試験会場	倉吉市体育文化会館 大研修室
受験案内配布・申込受付場所	県内市町村の下水道担当課（日南町を除く）
受付期間	平成26年12月15日（月）～平成26年12月26日（金） （土・日・祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
合格発表	平成27年3月9日（月）

※下水道排水設備工事責任技術者試験を受けようとする方を対象として受験講習を実施します。

受験講習	平成27年2月1日（日） 午後1時～
講習会場	倉吉体育文化会館 大研修室

▶問合せ先 ●鳥取市下水道経営課 庶務係（鳥取県下水道協会事務局）
▶電話 0857-20-3923 ▶FAX 0857-20-3319
▶E-mail ges-keiei@city.tottori.lg.jp

浄化槽の正しい維持管理について

浄化槽は、水環境の保全に大きな役割を果たしていますが、維持管理が不十分だと機能が低下し、汚れた水が川などに流れてしまいます。

そのため浄化槽は、**保守点検**、**清掃**、**法定検査**の実施が法律で義務付けられています。大切な水環境を守るため、浄化槽の正しい維持管理をお願いします。

●保守点検の実施

点検・修理・消毒剤の補充。家庭用では、年に3回～4回以上

●清掃の実施

汚泥などの除去。年1回（全ばっき方式は6か月に1回）以上

●法定検査の受検

定期検査 毎年1回

設置後検査 使い始めて3か月を経過した日から5か月以内

こんなときは市への届け出が必要です。

- ・新設及び構造変更
- ・使用の開始
- ・管理者の変更
- ・使用の一時休止、廃止

▶問合せ先 ●鳥取市下水道経営課 庶務係
▶電話 0857-20-3923
▶FAX 0857-20-3319
▶E-mail ges-keiei@city.tottori.lg.jp

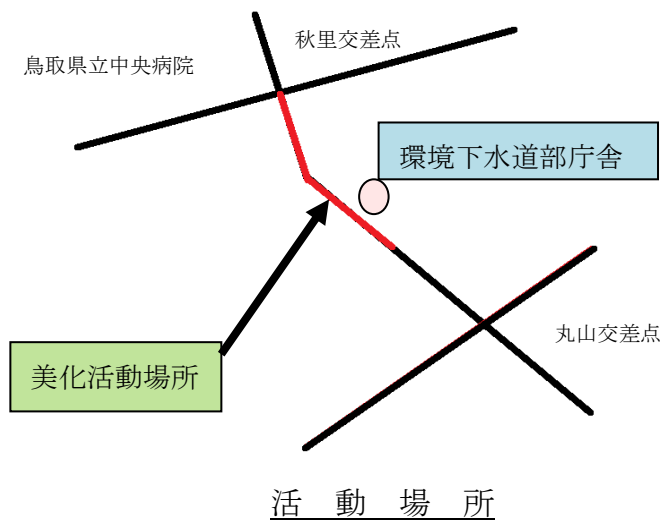
ボランティアロード『下水処理ジョウズ』の取り組み

環境下水道部庁舎の職員が、『ボランティアロード下水処理ジョウズ』という団体名で、平成22年12月から国土交通省のボランティア・ロード活動に参加しています。

「ボランティア・ロード活動」とは、実施団体（ボランティア団体）、道路管理者（国土交通省）、協力者（市町村）の三者が協定を結び、道路の清掃や美化活動を行うものです。

『下水処理ジョウズ』の主な活動は、歩道のゴミ拾いで、活動区域は国道53号秋里交差点から鳥取市環境下水道部庁舎付近の上下線歩道、距離にして約1kmあります。（下図のとおりです）

活動は月1回、毎月第4金曜日の朝、勤務時間開始前の時間を使って国道の美化活動に取り組んでいます。



活動風景

※ボランティア・ロード活動の詳細につきましては、国土交通省鳥取河川国道事務所道路管理第一課にお問い合わせください。 ☎0857-22-8435（代）

秋里下水終末処理場を見学しませんか！！

皆様に下水道のことをよく知ってもらうため、処理施設の見学を受け入れています。

ご希望の方は、処理場を管理している鳥取市環境事業公社施設部（電話 0857-37-2336）または鳥取市環境下水道部下水道管理室（0857-20-3311）までご連絡ください。

